

文書番号	会員 01 ver.03.01.01	会員規約	制定	2009年2月19日
主管	総務担当理事		改訂	2024年5月18日

(目的)

第1条 本規程は、当学会定款（以下「定款」という）第2章が規定する会員の入会金及び会費を定める。

第2条 削除

(入会金及び年会費)

第3条 定款第8条に規定する会員の入会金及び年会費を次のとおりとする。

会員種別	年会費	入会金
一 正会員	10,000 円	なし
二 学生会員, 永年会員	5,000 円	なし
三 賛助会員 (一般企業)	1口 50,000 円	200,000 円
四 賛助会員 (財団法人, 非営利法人, NPO 等)	50,000 円	なし
五 賛助会員 (政府関係機関, 自治体等)	10,000 円	なし
六 名誉会員	なし	なし

2 会員は、この法人から会員に対して毎年の3月31日までに通知される年会費の納入方法にしたがって、年会費を納入しなければならない。

(学生会員と正会員の間の会員種別の変更)

第4条 4月1日から12月31日までの間に定款第6条第1項第二号の各号の学生会員の要件を備えなくなったことにより正会員となることを申請し、同条第3項の通知を受けた者は、当該申請した日の属する年度の学生会員の年会費と当該年度の正会員の年会費の差額を、会長が指定する方法によりこの法人に納入しなければならない。ただし、1月1日から3月31日までの間に定款第6条第1項第二号の各号の要件を備えなくなったことにより正会員となることを申請した者は、この限りでない。

2 この法人は、正会員から学生会員に会員の種別を変更した者に対して、正会員の年会費と学生会員の年会費の差額を返還しない。

第4条の2 削除

第5条 削除

文書番号	会員 01 ver.03.01.01	会員規約	制定	2009年2月19日
主管	総務担当理事		改訂	2024年5月18日

(学会刊行物)

第6条 定款第9条第3項に規定された学会刊行物は次のものである。

一 学会刊行物の無償送付

刊行物名	送付部数			
	正会員 学生会員 永年会員 名誉会員	賛助会員		
		一般企業 (1口当たり)	財団法人等	自治体等
論文集『GIS－理論と応用－』(年2回発行)	1冊	3冊	3冊	1冊

二 電子メールによるメールニュースの無償送付 (希望者のみ)

2 学会刊行物の無償送付は、各会員があらかじめ登録した1箇所の住所へ送付するものとする。

(会員の学会活動)

第7条 定款第9条第4項に規定された学会活動は次のものである。

- 一 研究発表大会 (年1回開催) で発表すること
- 二 委員会活動に参加すること
- 三 支部活動に参加すること
- 四 分科会 (SIG) に参加すること
- 五 以上のほか、当学会が実施する研究活動、行事等に参加すること

(退会届)

第8条 定款第11条に規定する退会届は、別に定める「(会員 01 - 記録 05 または会員 01 - 記録 06) 退会届」とする。

附則

- 1 この規程の改廃は、一般社団・財団法人法第44条に定める場合を除き、総務担当理事の上申に基づき、社員総会の議決を得て行うものとする。
- 2 この規程は、2012年4月1日から施行する。
- 3 当学会が事業継承した任意団体の地理情報システム学会の2008年度までの年会費を2009年1月16日までに完納し、移行会員となったものの2008年度会費及び入会金については、納入を免除する。

文書番号	会員 01 ver.03.01.01	会員規約	制定	2009年2月19日
主管	総務担当理事		改訂	2024年5月18日

附則

この規程は、2014年5月31日から施行する。

附則

この規程は、2023年5月27日から施行する。

附則

この規程は、2024年5月18日から施行する。

以下余白